

玉
嵩

昭和改訂版
一

特 260

63

6 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14

始



玉 葛

(梗概) 諸國一見の僧、泊瀬に詣でんとて、初瀬川の邊りに到れば一人の女小舟に棹さして來まるより、僧は恠アシみて其故を問へば、我も同りく泊瀬に詣て來れる者、泊瀬の枕詞は海人小舟なれば舟にて來れるなりと言ひ、夕霧の絶へ間くに紅葉の美アシきを愛でつゝ共に御堂に參り、やがて、二本の杉の下へ僧を導きぬ。僧は二本の杉の立所を尋ねすは古河野辺に君を見まアシと言ふ古歌の心を尋ねアシに、女は玉葛の内侍が筑紫より逃げ上りて此所に來り、母なる夕顔の上に苔仕はし右近に邂逅ひし時、右近が詠みアシ歌ぞと教へ、尚も内侍の身の上を委く語りて姿は失せぬ。僧は爲めに回向をなしければ、夢中に内侍の靈現れて妾執を晴さん在りし昔の事アシもを懺悔アシけるよと見て夢は覺めにけるとぞ。

シテ 里女
後シテ 玉葛の内侍の靈

ワキ 旅僧

所 大和國泊瀬
季 秋

玉葛

望^{わき}尼^ニは^ハ流國^{リュウコク}一見^{イチケン}の僧^{ソウ}よて^{ヒテ}あは^ハ程^{カタマリ}に南^{ミナミ}
かよりひて^ハ靈佛^{リョウボ}を^ヲ社洋^{サエイ}と^ト廻り^{アリ}そひ^シ。
又^{アユ}より勑諭^{ハツセイ}まふ^{マフ}くと^ト志^シ木^キ^上櫛^{スミ}の禁^{ヘラ}
乃^ハ名^メよおふ^{マハ}めぬ^ムる^ムと^トを^ヲ。思^{ハシム}。

三浦乃松山をゆけば程もあく助瀬川
ゆも嵩みたり

高き程は助瀬

川よ見ゆいし國よ一見せてもひひ
引て舟もあるゆゑの泊りや泊瀬川の泊り
かくる岩聞都テヨヒ氷の水ス弱ぬまば
初めは若れサトナリサシ上人ミコトヒト人ヒトも誰を

あふとお不^{アラハ}ま乃浦^{マノウ}舟^ボげよあす立
あききアキキみける古の^{アラハ}波^ハりもいさや
白波^{アラハ}あるべ^{アラハ}づくそん此月の^{アラハ}舟^ボ
そこと累^{アラハ}もあ^{アラハ}づ唯我ひとり水^ミ罰^ム
竿^{アシ}手^ハ也袖^{アラハ}あるの^{アラハ}ちやうて竹林^{アシガタ}
乃^{アラハ}減^{アラハ}村^{アシ}身^{アシ}

くも人やゑんのりの様、船舟乃
楫をとて縄を出^{アリ}たぐひ計

わき
ふすだやなば川、山河乃^{アロ}はも淺くして
あらもみあがる、石もつひよちしまに水
に竿^{アシ}ます人をえれば、女こそもづくより
詣で臨^{アリ}ふ人^{アリ}、是^{アリ}は泊^{アリ}浦^{アリ}も詣^{アリ}

くは老也^{アラシ}又ば酒^{アサヒ}前^{アヘ}う^{アシ}タ^{アシ}よ^{アシ}あ^{アシ}ぎ^{アシ}了^{アシ}る
姫^{アマ}少^{アラシ}初^{アラシ}漱^{アラシ}比^{アラシ}山^{アラシ}と讀^{アシ}を^{アシ}ける^{アシ}ま^{アシ}の^{アシ}れ^{アシ}も^{アシ}
のえふ^{アリ}ああ不^{アラシ}審^{アラシ}を^{アシ}せ^{アシ}せ^{アシ}ひ^{アシ}そ
そ^{アシ}よ^{アシ}實^{アラシ}姫^{アラシ}少^{アラシ}初^{アラシ}漱^{アラシ}と^{アシ}ふる^{アシ}を^{アシ}詠^{アシ}め
乃^{アシ}祠^{アラシ}なる^{アシ}去^{アシ}那^{アシ}く^{アシ}又^{アシ}生^{アシ}たぐ^{アシ}ひ^{アシ}も^{アシ}波^{アシ}小^{アシ}
舟^{アシ}よ^{アシ}さ^{アシ}て謂^{アシ}のある^{アシ}や^{アシ}ん^{アシ}い^{アシ}や^{アシ}何^{アシ}よ^{アシ}せ

221

三

勅をうなづくの旁聞よあはれや
來て沛毫に至りつゝ
山を臨乃あらり、雲霞眺め、也妙あるや
紅葉のあよ常盤木の下乃わよ滿
心ありてかくそ二を乃
松よし能く佛詔めゆ
わき

乙

四

も、日
東や古き世故終タ向此れ事の事乃
く、其事中よりの摺子の籠もう一
は上、衣思ひのよ葛うけともしまやさざりし
月、其の本せまの用、雲昇の余流とい
つゝと鄙の住居乃至まのうち柳一も綠
そみべき身を、狀あらうる人を乃

あき波風立ぬカタハラヒタハシ 曲カタハラヒタハシ
そよぎとね浦深處カタハラヒタハシ 上舟をよみひ
まきを水の陸カタハラヒタハシ とてぬ地カタハラヒタハシ て彼
本カタハラヒタハシ あらぬ身カタハラヒタハシ 犹思ひ放カタハラヒタハシ てゆる
やもカタハラヒタハシ ほれ大カタハラヒタハシ 和カタハラヒタハシ ちや庵カタハラヒタハシ もともすカタハラヒタハシ ある
泊カタハラヒタハシ うちよ宿カタハラヒタハシ てつカタハラヒタハシ てよし年カタハラヒタハシ も庵カタハラヒタハシ いのあ
弊カタハラヒタハシ や泊深山カタハラヒタハシ 尾カタハラヒタハシ よせ緒カタハラヒタハシ のよふよのよひ
終カタハラヒタハシ すすきのよ二度カタハラヒタハシ お松カタハラヒタハシ のゑちど

日カタハラヒタハシ あき波風立ぬカタハラヒタハシ 曲カタハラヒタハシ
そよぎとね浦深處カタハラヒタハシ 上舟をよみひ
まきを水の陸カタハラヒタハシ とてぬ地カタハラヒタハシ て彼
本カタハラヒタハシ あらぬ身カタハラヒタハシ 犹思ひ放カタハラヒタハシ てゆる
やもカタハラヒタハシ ほれ大カタハラヒタハシ 和カタハラヒタハシ ちや庵カタハラヒタハシ もともすカタハラヒタハシ ある
泊カタハラヒタハシ うちよ宿カタハラヒタハシ てつカタハラヒタハシ てよし年カタハラヒタハシ も庵カタハラヒタハシ いのあ
弊カタハラヒタハシ や泊深山カタハラヒタハシ 尾カタハラヒタハシ よせ緒カタハラヒタハシ のよふよのよひ
終カタハラヒタハシ すすきのよ二度カタハラヒタハシ お松カタハラヒタハシ のゑちど

ト、元々あるの神べと詠めけるやうの意
を唱ねまふあるの神べと詠めけるやうの意
漱も圓才を思へば法の衣乃ヨモアバモ
葛迷ひを照ル也ヘヤ ロキ上ニウニニニヤア
少バ滅もありにはよどまれる水の衣ケ取
リテ、衣也ヒハヌメよ泊森浦モクモシタ
ムヌ緑よひくもて人達 ト 月日刻 ト

法乃人馬ひ跡へかくそく
潤れぬるのも乃君
わき
中入
内相

あくまで、必ずしも筋力をたづねきねえん
であつても、法の教はす連んとのひひりを一
筋よ、手筋なうで、必ず葛れ札をあひ筋
やつとも、繁カケリ九十九繁、あわやまくらす使
ふる意や他ある恭せり、まくへど、耽ふ
北一日、ふに、ト、六日、日、ト、二、
承き闇ゆ、アヌ繁乃、ありぬやう

383
546

著他權有所



昭和十三年八月廿五日印刷
昭和十三年八月三十日發行

定價金五拾錢

著作者 寶生新

東京市下谷區上野櫻木町四十八番地
東京市京橋區銀座西六丁目三番地

發行兼印刷者

江島伊兵衛

發行所 下掛寶生流謡本刊行會

立すを纖悔のあらぬよきむれなりや若も
、ニーハニト、、一ト、トリヰト、一ト、ニー
る水のゆひよむせひ威いあがめやより
出るよどみとくとくはめな堂は礼まつぶ
前もよし取や取りやとば妄執をひるぎへ
またやすと真如比玉首心もとまのむづく
あぐねる海ハナメにたり

終

